

昭島市地域防災計画（令和6年3月修正概要）

1 関係法令、計画等の修正内容等の反映・整合

法令・計画等	編集・発行	策定・修正年月
首都直下地震等による東京の被害想定報告書	東京都防災会議	令和4年5月（公表）
東京都地域防災計画（震災編）	東京都防災会議	令和5年5月（修正公表）

2 新たな減災目標・指標

(1) 首都直下地震等による東京の被害想定報告書及び東京都地域防災計画を踏まえ、市の新たな減災目標・指標を掲げた。

減災目標は、2030年（令和12年度）の達成を目指す。

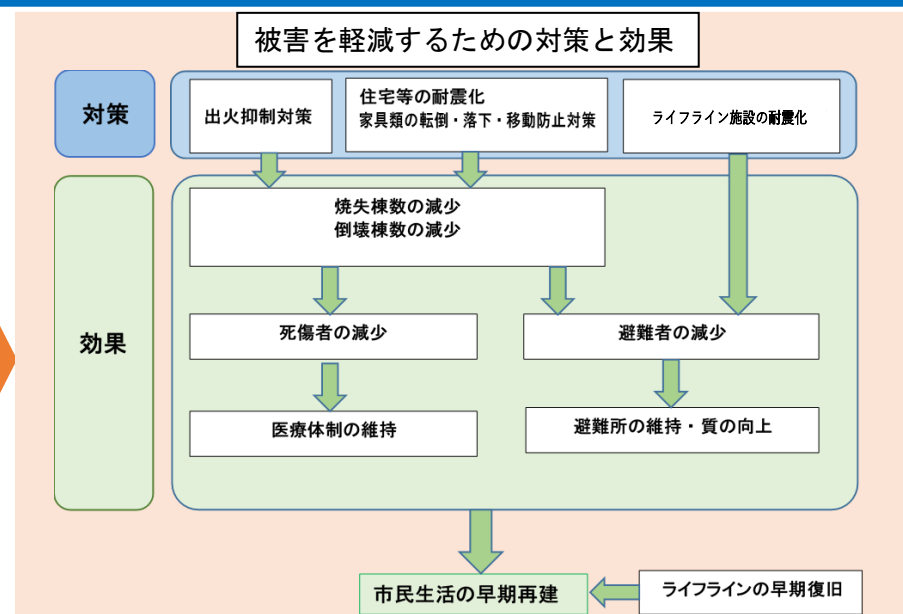
【減災目標1】 火災による死傷者及び焼失棟数を半減する。

【減災目標2】 ゆれ・建物被害による死傷者及び倒壊棟数を半減する。

【減災目標3】 ライフラインの被害を最小限に抑え早期に復旧させる。

【指標】（減災目標の達成のため指標）（抜粋）

- 自助の備えを講じている市民の割合（100%）
- 初期消火対策実施率（消火器保有率60%）
- 家具類の転倒・落下・移動防止対策実施率（75%）
- 住宅の耐震化（令和7年度までにおおむね解消）
- 上下水道の耐震化の推進（耐震継手への布設替え等）
- 受援応援体制の充実強化（計画の作成）



3 複合災害への対応

地震による被害に加え、新たに、風水害や火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起きうる事象を整理した。

4 新たな視点

昭島市地域防災計画は、「災害に強いまちづくり」、「市民の安全を守る体制づくり」、「市民の生活安定と早期再建の仕組みづくり」の3つの視点で章を構成してきたが、近年の地震から、住民同士による助け合いにより多くの命が救われており、災害時における自助・共助の重要性が明らかになっていることから、新たに「災害につよいひとづくり」を視点のトップに置き、第2部「災害予防計画」第3章の「地域防災力の向上」を第1章に移行した。

5 地域防災力の向上

- 出火防止対策として、住宅用消火器の備え、感震ブレーカーの設置、住宅火災警報器の設置及び維持管理のほか、初期消火能力の向上を図る必要があることを追加した。
- 市内のマンションは増加傾向にあり、マンション防災の必要性が高まっていることから、新たに「マンション防災における自助・共助の構築」を追加した。

6 初期消火体制の強化

木造住宅密集地域を中心に、街頭消火器を増設するとともに、スタンドパイプを配置するなど初期消火体制の強化を図る。また、街頭消火器が設置されていない地区についても併せて設置していくことを新たに追加した。

7 避難者対策

- 「二次避難所（福祉避難所）で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画の作成を進め、要配慮者が、避難が必要となった際に二次避難所（福祉避難所）への直接避難について検討する。」ことを新たに追加した。
- 車中泊者の発生抑制に向けた取組みを新たに追加した。東京都震災対策条例（車両による避難の禁止）の趣旨の周知啓発

8 要配慮者対策

- 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、個別避難計画に係る地域防災計画において定める必須事項（作成目標期間、作成の進め方等）を新たに追加した。
- 二次避難所（福祉避難所）における収容人数の算定を、「3.3㎡に2人」のところ「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成28年4月内閣府）」を参考に「2㎡に1人」に修正した。

9 備蓄等の見直し

避難所避難者数が見直されたことに伴い、必要備蓄量を見直した。避難所におけるトイレの個数を「75人に1基」の確保から「50人に1基（避難が長期化した場合、約20人に1基）」の確保に修正した。

10 応急対策の機能強化

- 初動態勢の強化
勤務時間外の初動対応として指定された職員「初動班Ⅰ（市内の被害状況確認）」及び「初動班Ⅱ（学校避難所の被害状況確認等の初動対応）」を廃止した。新たに、自主参集する全ての職員のうち、災害対策本部運用等の応急対応に従事する職員を除く主任以下の職員が、「避難所対策班」として学校避難所を経由し、各校2名単位で初動対応を実施することとし、避難所対策班以外の職員は、参集途上において市内の被害状況等を確認することとした。
- 災害対策本部機能の強化
災害対策本部の中核となる指令情報班の機能強化を図るために、新たに「本部応援要員」を設置することとした。「本部応援要員」は、災害の規模に応じ、指令情報部長が、本部長室の運営に必要と認めるときは、必要人数を各部長に要請するものとし、主に指令情報班の支援及び電話対応に従事する。

11 火山計画の策定

未計画の火山対策について、東京都地域防災計画（火山編平成30年修正）第4部「富士山噴火降灰対策」に基づき、新たに「火山計画」を策定した。

12 付編「警戒宣言に伴う対応措置」を「南海トラフ地震等防災対策」に修正

本編では、東海地震事前対策として「警戒宣言に伴う対応措置」を計画しているところであるが、平成29年、中央防災会議は、東海地震は確度の高い地震の予測ができないとしたことから、気象庁は南海トラフ全域を対象として「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとした。都地域防災計画との整合性を図るため、「南海トラフ地震等防災対策」に修正した。

13 関係各機関及び各部課との意見調整を踏まえた修正

昭島警察署、昭島消防署、昭島ガス等関係機関における各種対策内容を修正した。また、市各部課が所管する対策等を修正した。

14 「資料」の整理

「資料」編と「協定」編に分割し整理した。